

-----  
**監 査 公 表**  
-----

**監査公表第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月25日

高知県監査委員	桑名	龍吾
同	土居	央
同	奥村	陽子

## 定期監査結果報告（令和3年度第3回）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和2年高知県監査公表第7号）に準拠し監査を実施したので、定期監査の結果を下記のとおり報告する。

### 記

#### 第1 監査の概要

##### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査のうち同条第4項の定期監査

##### 2 監査の対象

監査対象機関234機関（出先機関125機関を含む。）のうち出先機関83機関（別表1のとおり）

##### 3 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかとした。

##### 4 監査の実施内容

令和2年度の業務を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により、監査委員による監査及び事務局職員による監査を実施した。

また、本年度は、土木工事及び建築等工事の専門知識を有する公益社団法人に調査を委託して、実地調査等による方法により、工事監査を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、いくつかの機関について、監査委員による監査をオンラインで実施した。オンラインによる委員監査ができなかった警察、県立学校等については、書面での質疑を行うなどして、計画していた対面監査を変更し、感染状況を踏まえた対応を行った。

#### 第2 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

実施機関別には是正又は改善を要する事務として、指摘事項及び注意事項としたものは、別表2のとおりであり、事務区分別では、別表3のとおりである。

なお、是正又は改善を要する事務のうち指摘事項としたものは、次のとおりである。

##### 1 指摘事項

###### （1）子ども・福祉政策部療育福祉センター

令和2年12月に1日も出勤していない職員に対して、本来支給することができない同月分の通勤手当を支給していた。

これは、職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができないと定めた、通勤手当に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第10号）第15条の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 商工労働部工業技術センター

令和2年度及び令和3年度の複数年に工期を設定した工業技術センター空調改修電気設備工事及び工業技術センター空調改修機械設備工事において、令和2年度分の支払限度額の支出に必要な出来高検査を実施していなかった。

これは、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならないと定めた、地方自治法第234条の2第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(3) 土木部中央東土木事務所

ア 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第2条に規定する第1号会計年度任用職員に該当する職員の欠勤処理を失念し、本来減額すべき報酬を出勤として処理していたため、過払になっていた。

これは、第1号会計年度任用職員職員が勤務しないときは、常勤の職員の例により減額した報酬を支給すると定めた、同条例第25条の4の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

イ 高知空港緑の広場管理運営委託業務において、業務完了後に行うべき検査を行っていなかった。

これは、契約の適正な履行を確保するため必要な検査をしなければならないと定めた、地方自治法第234条の2第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(4) 公営企業局幡多けんみん病院

令和2年5月に1日も出勤していない職員、同年7月に1日も出勤していない職員及び同年10月に1日も出勤していない職員に対して、本来支給することができない通勤手当を支給していた。

これは、高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する

る規程（昭和42年高知県企業局管理規程第2号）第2条第1項において、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によると定められており、職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができないと定めた、通勤手当に関する規則第15条の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

#### (5) 教育委員会高岡高等学校

令和2年度3月分の証紙収入（入学手数料）において、振替要求を行っていなかったため、令和3年度に過年度収入として処理しているものがあつた。

これは、歳入の会計年度所属区分について、随時の収入で、通知書等を発しないものは、これを領収した日の属する年度とすることを定めた、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第142条第1項第3号の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

## 2 意見

財務事務の適正な執行を図るため、令和2年度から知事部局及び他の執行機関において、内部統制制度が導入された。

この取組においては、業務レベルのリスク管理については、各機関においてリスク評価シートを作成し、リスクの識別及び分類並びに分析及び評価などを行うこととなっているが、定期監査で判明した不適正な事務処理については、各機関がその発生事実を把握しておらず、リスク管理が十分であるとはいえない状況である。

については、定期監査の結果を踏まえ、当該リスクが発生した背景や原因の分析は当然のこと、内部統制の中で把握できていなかった原因について、分析も行い、各機関のリスクマネジメントの強化に努められたい。

## 3 重点項目

監査対象機関が実施する工事の中から土木工事及び建築等工事をそれぞれ選定し、次のとおり実施した。

### (1) 工事監査の対象

区分	機関名	工事の名称
土木工事	土木部安芸土木事務所	国道493号（北川道路）道路改築（和田トンネル）工事 国道493号社会資本整備総合交付

		金工事（橋台工、基礎工ほか） 国道493号社会資本整備総合交付 金工事（橋梁下部工、橋台工ほ か）
建築等工事	警察本部	高知警察署庁舎新築工事 ・ 建築主体工事 ・ 電気設備工事 ・ 衛生設備工事 ・ 空調設備工事

(2) 監査の期間

令和3年5月10日から令和4年1月31日まで実施した。このうち、土木部安芸土木事務所については令和3年10月20日及び同月21日に、警察本部については令和3年11月17日から同月19日までにかけて現地調査を実施した。

(3) 監査の方法

今回の監査は、令和2年度中に施行している(1)の工事について、設計、施工、監理等が適切かつ効率的に行われているかどうかという観点から、公益社団法人大阪技術振興協会に調査を委託し、技術士の協力を得て実施した。

監査に当たっては、監査対象機関から提出された関係書類を照合し、関係職員から説明を聴取するとともに、現場における施工状況を調査した。

(4) 監査の結果

設計、積算、契約、施工管理等の各段階における技術的事項の実施状況について調査を行った結果、書類調査及び現地調査ともにおおむね適正に行われていたが、高知警察署庁舎新築工事の建築等工事のうち、空調設備工事において、設計等に改善を要する事項が次のとおり認められた。

ア 特記仕様書で規定している耐震基準（水平震度）と機器表記載の水平震度とに不整合が生じていた。

特記仕様書に従い、機器表の水平震度の修正を行われたい。

イ 配管工事要領書に、冷媒の気密試験の方法（圧力及び時間）を機種ごとに明示し、合格範囲を追記されたい。

このほか、土木工事及び建築等工事の現地調査の過程において提案のあった意見等にも留意され、今後の工事に関する事務の執行及び施工に万全を期されたい。

別表 1 (監査対象機関)

監査対象機関		監査対象機関		
知事部局	<b>総務部</b>	知事部局	<b>土木部</b>	
	東京事務所		安芸土木事務所	
	公文書館		中央東土木事務所	
	安芸県税事務所		高知土木事務所	
	中央東県税事務所		中央西土木事務所	
	中央西県税事務所		須崎土木事務所	
	須崎県税事務所		幡多土木事務所	
	幡多県税事務所	土木部 6 機関		
	総務部 7 機関	<b>公営企業局</b>	公営企業局	幡多けんみん病院
	<b>健康政策部</b>			公営企業局 1 機関
	中央東福祉保健所	公営企業局 教育委員会	<b>教育委員会</b>	東部教育事務所
	幡多看護専門学校			図書館
	健康政策部 2 機関			幡多青少年の家
	<b>子ども・福祉政策部</b>			室戸高等学校
	療育福祉センター			中芸高等学校
	中央児童相談所			県立安芸中学校
	子ども・福祉政策部 2 機関			安芸高等学校
	<b>産業振興推進部</b>			安芸桜ヶ丘高等学校
	産学官民連携センター			城山高等学校
大阪事務所	山田高等学校			
名古屋事務所	嶺北高等学校			
産業振興推進部 3 機関	高知農業高等学校			
<b>商工労働部</b>	高知東工業高等学校			
工業技術センター	岡豊高等学校			
海洋深層水研究所	高知東高等学校			
中村高等技術学校	県立高知南中学校			
商工労働部 3 機関	高知南高等学校			
<b>農業振興部</b>	高知工業高等学校			
中央東農業振興センター	高知追手前高等学校			
農業大学校	高知丸の内高等学校			
農業担い手育成センター	高知小津高等学校			
農業振興部 3 機関	高知北高等学校			
<b>林業振興・環境部</b>	高知西高等学校			
森林技術センター	県立高知国際中学校			
安芸林業事務所	伊野商業高等学校			
中央東林業事務所	高岡高等学校			
幡多林業事務所	高知海洋高等学校			
林業大学校				
林業振興・環境部 5 機関				

監査対象機関	
教育委員会	<b>教育委員会</b>
	須崎総合高等学校
	佐川高等学校
	禰原高等学校
	四万十高等学校
	大方高等学校
	幡多農業高等学校
	県立中村中学校
	中村高等学校
	宿毛高等学校
	清水高等学校
	山田特別支援学校
	高知江の口特別支援学校
	日高特別支援学校
	中村特別支援学校
教育委員会 41機関	
警察本部	<b>警察本部</b>
	高知警察署
	高知南警察署
	高知東警察署
	室戸警察署
	安芸警察署
	南国警察署
	土佐警察署
	佐川警察署
	中村警察署
	宿毛警察署
警察本部 10機関	
合計 83機関	

別表2 (実施機関別)

( ) : 指摘事項の件数で内数

機関名	事務区分								
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に関する事務	財産・物品等管理事務	土木・建築工事に関する事務	検討	計
知事部局	<b>総務部</b>		<b>2</b>						<b>2</b>
	東京事務所								
	公文書館								
	安芸県税事務所								
	中央東県税事務所								
	中央西県税事務所								
	須崎県税事務所		1						1
	幡多県税事務所		1						1
	<b>健康政策部</b>		<b>1</b>						<b>1</b>
	中央東福祉保健所								
	幡多看護専門学校		1						1
	<b>子ども・福祉政策部</b>		<b>1</b>	<b>2 (1)</b>	<b>3</b>				<b>6 (1)</b>
	療育福祉センター		1	2 (1)	3				6 (1)
	中央児童相談所								
	<b>産業振興推進部</b>			<b>1</b>	<b>1</b>				<b>2</b>
	産学官民連携センター								
	大阪事務所			1	1				2
	名古屋事務所								
	<b>商工労働部</b>				<b>1 (1)</b>				<b>1 (1)</b>
	工業技術センター				1 (1)				1 (1)
	海洋深層水研究所								
	中村高等技術学校								
<b>農業振興部</b>							<b>2</b>	<b>2</b>	
中央東農業振興センター							2	2	
農業大学校									
農業担い手育成センター									
<b>林業振興・環境部</b>					<b>1</b>			<b>1</b>	
森林技術センター									
安芸林業事務所									
中央東林業事務所									
幡多林業事務所					1			1	
林業大学校									
<b>土木部</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>2 (1)</b>	<b>1 (1)</b>	<b>1</b>		<b>5</b>	<b>14 (2)</b>	
安芸土木事務所			1				1	2	
中央東土木事務所	1	1	1 (1)	1 (1)	1			5 (2)	
高知土木事務所		2					1	3	
中央西土木事務所							1	1	
須崎土木事務所							1	1	
幡多土木事務所		1					1	2	





( ) : 指摘事項の件数で内数

機関名	事務区分								
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に関する事務	財産・物品等管理事務	土木・建築工事に関する事務	検討	計
清水高等学校									
山田特別支援学校									
高知江の口特別支援学校									
日高特別支援学校	1								1
中村特別支援学校									
<b>警察本部</b>				<b>1</b>					<b>1</b>
高知警察署									
高知南警察署									
高知東警察署									
室戸警察署									
安芸警察署									
南国警察署				1					1
土佐警察署									
佐川警察署									
中村警察署									
宿毛警察署									
計	<b>2</b>	<b>13 (1)</b>	<b>9 (3)</b>	<b>7 (2)</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>7</b>		<b>40 (6)</b>

**別表 3**（事務区分別の指摘事項及び注意事項）

事務区分	指摘事項	注意事項	合計		主な内容
	件数	件数	件数	割合 (%)	
共通	0	2	2	5.0	・書類の亡失
収入事務	1	12	13	32.5	・会計年度の誤り ・収入調定の遅延 ・収納現金の払込遅延 等
支出事務	3	6	9	22.5	・通勤手当等の支給誤り ・経費支出伺（変更）の作成漏れ 等
契約事務	2	5	7	17.5	・検査の未実施 ・契約書で定めた書面の添付漏れ 等
補助金の交付に関する事務	0	2	2	5.0	・補助金実施要領で定めた書類の受領漏れ 等
財産・物品等管理事務	0	0	0	0.0	
土木・建築工事に関する事務	0	7	7	17.5	・特記仕様書等で定めた書類の提出漏れ 等
計	6	34	40	100.0	